

# 令和2年度スプリンクラー整備事業の基準単価等の見直しについて

令和2年度より、以下のとおり基準単価等が改正される予定です。

(現行)		→	(見直し後)			
補助率	基準単価		種別	補助率	基準単価	加算
定額 (1/2相当)	17,800円/m <sup>2</sup>		通常型スプリンクラー	1/2	19,900円/m <sup>2</sup>	消火ポンプユニット等を設置した場合、2,019,000円/施設
			水道連結型スプリンクラー	1/2	19,200円/m <sup>2</sup>	消火ポンプユニット等を設置した場合、2,019,000円/施設
			パッケージ型自動消火設備	1/2	23,200円/m <sup>2</sup>	—
			消防法施行令第32条適用設備(※)	1/2	22,600円/m <sup>2</sup>	—

(※)消防法施行令(抄)

(基準の特例)

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができるものと認めるときにおいては、適用しない。